

# 第3次日高川町男女共同参画基本計画

～互いに認め合い、みんなが豊かにいきいきと輝けるまちづくり～

令和4年3月

日高川町



# 目 次

## 第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨 … 1
- 2 計画の性格 … 1
- 3 計画期間 … 2

## 第2章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 … 3
- 2 基本目標 … 3
- 3 施策の体系 … 5

## 第3章 計画の内容

- I 男女共同参画社会実現のための意識づくり … 6
  - 1 男女共同参画社会に向けた意識改革 … 6
    - ①男女共同参画社会への理解の促進
    - ②男女共同参画意識醸成のための啓発活動の推進
  - 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 … 7
    - ①家庭における男女共同参画の推進
    - ②学校教育における男女平等教育の推進
    - ③男女共同参画を推進する学習機会の充実
  - 3 男女間のあらゆる暴力の根絶 … 7
    - ①暴力を許さない社会づくりのための啓発
    - ②ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメントの根絶
- II 男女がともに活躍できる環境づくり【女性活躍推進】 … 9
  - 1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備【女性活躍推進】 … 9
    - ①ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発
    - ②育児支援の充実
    - ③介護への支援体制の充実

2	働く場における男女共同参画の推進【女性活躍推進】	… 10
	①働きやすい職場環境づくりに向けた啓発	
	②労働に関する法律・制度の啓発	
	③育児休業・介護休業制度の周知	
	④女性の再就職に関する情報提供	
	⑤自営業（農林業・商工業）における男女共同参画の啓発	
3	政策・方針決定過程への女性参画の推進【女性活躍推進】	… 11
	①審議会や委員会等への女性委員登用の推進	
	②女性管理職の登用の促進	
	③人材育成と情報提供	
Ⅲ	男女共同参画の推進による豊かなまちづくり	… 12
1	地域社会における男女共同参画の推進	… 12
	①地域コミュニティ活動による男女共同参画の促進	
	②地域の課題への女性の参画の推進	
2	生涯を通じた心身の健康支援	… 13
	①生涯を通じた男女の健康増進の支援	
	②妊娠・出産に関する相談支援の充実	
	③高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の充実	
3	防災における男女共同参画の推進	… 14
	①防災活動における男女共同参画の推進	
<b>第4章 計画の推進</b>		
1	推進体制の充実	… 15
2	町民、事業者との協働	… 15
3	男女共同参画に関する情報提供	… 15
4	施策の点検・評価	… 15
5	広域連携	… 15

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

男女が互いに人権を尊重しあい、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成は、重要な課題の一つであり、これまで、男女共同参画社会形成に向けた法律や制度が整備され、社会の意識も少しずつ変化しています。

国では、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定に基づいて、男女共同基本計画が策定されて以来、5年ごとに基本計画が見直され、令和2年には、第5次男女共同基本計画（以下、「第5次基本計画」という。）が策定されています。第5次基本計画においては、社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、

- 自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 男女共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と強調する社会

の、4つの項目を提示しています。

日高川町においては、平成21年に「日高川町男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現を目指した取組を行ってきました。

しかし、全国的な人口減少社会の本格化、未婚・単独世帯の増加、地方においては、地方から都市部への若年層の流出、担い手不足が深刻な状況となっており、こうした社会の変化への対応や、人口増加に向けたまちづくりを進めていくためにも、今まで以上に男女があらゆる分野においてともに参画し、住民一人一人がいきいきと暮らせる男女共同参画社会を形成していかななくてはなりません。

これらの社会情勢の変化、本町の現状やこれまでの取組の成果や課題などを踏まえ、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現をめざして、「第3次日高川町男女共同参画基本計画」（以下、本計画という）を策定します。

### 2 計画の性格

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条3項に規定されている市町村男女共同参画計画であり、国及び県が策定した男女共同参画基本計画を勘案し、本町の上位計画である「日高川町長期総合計画」との整合性を図りながら、本町における男

女共同参画社会の推進に関する施策を促進するために策定するものです。

また、本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づき、地域における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画を含めた計画とします。

### **3 計画期間**

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とします。

なお、本計画の進行状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しも行うこととします。

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

第2次計画では、住民一人ひとりが互いに人権を尊重し、男女が社会のあらゆる分野においてともに参画し、喜びや責任を分かち合い、それぞれの個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を目的として、各種施策を推進してきました。

本計画においても、第2次計画の基本理念を踏襲し、すべての住民が、個性と能力を十分に発揮することができる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会の実現を目指します。

本計画では、上位計画等に基づき、次の理念を掲げ、行動していきます。

互いに認め合い、みんなが豊かにいきいきと輝けるまちづくり

### 2 基本目標

「基本理念」の達成に向けて、以下の3つの基本目標を設定します。

#### 1. 男女共同参画社会実現のための意識づくり

男女共同参画社会の実現のためには、固定的性別役割分担意識やジェンダー意識にとらわれることなく、一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画について理解を深めながら、意識の向上を図ることが重要です。

そのために、家庭、学校、地域などのあらゆる世代に対し、男女共同参画の視点に立った教育や学習を推進します。

また、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた啓発活動や教育・学習機会の充実を図ります。

#### 2. 男女がともに活躍できる環境づくり【女性活躍推進】

家庭や職場、地域など様々な場面において、多様な価値観や発想が取り入れられるよう、男女がともに参画し、支え合いながら、いきいきと活躍できる環境づくりを進

めていくことが重要です。

そのために、子育てや介護等の支援の充実を図り、男女が仕事や家事、地域活動に積極的に取り組める環境づくりを目指します。

また、男女が共に能力を発揮し働くことができるような環境づくりを進めるとともに、健康を維持し安心して暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりを支援します。

### **3. 男女共同参画の推進による豊かなまちづくり**

様々な場面において、男女双方の視点が反映されるような施策が重要です。

そのために、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、審議会や委員会における男女比率の均衡に努めます。

また、地域社会や地域防災などの分野への女性の参画を促進し、積極的に活動できる環境づくり、人材育成に努めます。



### 3 施策の体系

基本目標	基本的施策	施策の方向性
Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	1 男女共同参画社会に向けた意識改革	①男女共同参画社会への理解の促進 ②男女共同参画意識醸成のための啓発活動の推進
	2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	①家庭における男女共同参画の推進 ②学校教育における男女平等教育の推進 ③男女共同参画を推進する学習機会の充実
	3 男女間のあらゆる暴力の根絶	①暴力を許さない社会づくりのための啓発 ②ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの根絶
Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり 【女性活躍推進】	1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備【女性活躍推進】	①ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発 ②育児支援の充実 ③介護への支援体制の充実
	2 働く場における男女共同参画の推進【女性活躍推進】	①働きやすい職場環境づくりに向けた啓発 ②労働に関する法律・制度の啓発 ③育児休業・介護休業制度の周知 ④女性の再就職に関する情報提供 ⑤自営業（農林業・商工業）における男女共同参画の啓発
	3 政策・方針決定過程への女性参画の推進【女性活躍推進】	①審議会や委員会等への女性委員登用の推進 ②女性管理職の登用の促進 ③人材育成と情報提供
Ⅲ 男女共同参画の推進による豊かなまちづくり	1 地域社会における男女共同参画の推進	①地域コミュニティ活動による男女共同参画の促進 ②地域の課題への女性の参画の推進
	2 生涯を通じた心身の健康支援	①生涯を通じた男女の健康増進の支援 ②妊娠・出産に関する相談支援の充実 ③高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の充実
	3 防災における男女共同参画の推進	①防災活動における男女共同参画の推進

## 第3章 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

#### 現状と課題

男女共同参画の視点に立った法律や制度が整備され、男女共同参画の意識も以前に比べると浸透してきましたが、「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識が未だ残っています。また、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）等の性差に関する偏見も、男女共同参画社会の実現を阻害する要因となっています。

男女共同参画社会はお互いの個性ある生き方を尊重する社会です。一人ひとりの住民が個人として尊重され、あらゆる分野に主体的に参画していくためには、こうした考えを改め、互いの人権を尊重し合い、男女共同参画に対する認識を浸透させることが重要です。

また、近年では、「LGBT」といった言葉を見かけることが増えており、男性か女性かの二者択一で性別を規定するのではなく、性の多様性が認められる社会を作っていくことも必要です。意識改革の第一歩として、一人ひとりの意識改革に取り組む必要があります。

#### 基本的施策1 男女共同参画社会に向けた意識改革

##### 施策の方向性

##### ①男女共同参画社会への理解の促進

互いに認め合い、支え合う社会の実現に向け、男女共同参画社会への理解促進のため、さまざまな施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、講演会や講座を開催します。

##### ②男女共同参画意識醸成のための啓発活動の推進

男女共同参画に関する情報の収集に努め、町の広報紙やホームページ、研修会等の機会を通じて、広報・啓発活動を行います。また、国や県の男女共同参画に関する事業の把握に努め、情報提供を行います。

取り組み	担当課
男女共同参画に関する講演会・講座等の開催	総務課 教育課
広報紙やホームページ等を活用した啓発	総務課
関係機関主催の研修会等の情報収集・提供	総務課

## 基本的施策 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

### 施策の方向性

#### ①家庭における男女共同参画の推進

家庭は、人としての基本的成長を遂げていく上での重要な場です。家族全員が家族の大切さを理解し、子どもたちの個性と能力を最大限に発揮できるよう、男女共同参画の視点に立った家庭生活の啓発に努めます。

#### ②学校教育における男女平等教育の推進

学校教育においては、児童・生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女平等、性教育などについて指導の充実を図っていきます。児童・生徒が主体的に学び、考え、行動する教育を推進していきます。

#### ③男女共同参画を推進する学習機会の充実

男女共同参画に関する講演会・研修会・学習会等の実施に努め、学習機会の充実を図り、男女共同参画の視点で行動できる人づくりを目指します。

取り組み	担当課
男女平等の視点に立った教育の推進	教育課
児童・生徒の発達段階に応じた性教育の推進	教育課
関連図書の収集、紹介の推進	教育課
家事、育児、介護等に関する学習機会の提供	教育課 保健福祉課

## 基本的施策 3 男女間のあらゆる暴力の根絶

### 施策の方向性

#### ①暴力を許さない社会づくりのための啓発

男女ともに、暴力は人権を侵害する重大な問題であるという認識を広め、あらゆる暴力の予防と根絶に向け、町の広報紙やホームページを通じて広報・啓発活動を行います。

また、和歌山県男女共同参画センター等の関係機関で開催される講演会や講座などの情報提供に努めます。

## ②ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメントの根絶

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントに関する啓発や情報提供など、意識改革を図るための啓発を行います。

取り組み	担当課
関連法令制度や先進事例等の情報収集・整理・提供の充実	総務課
広報紙やホームページ等を活用した啓発	総務課
関係機関主催の研修会等の情報提供	総務課・保健福祉課 住民課・教育課

## 基本目標Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり【女性活躍推進】

### 現状と課題

個人のライフスタイルやニーズに応じた多様な生き方が選択・実現できるワーク・ライフ・バランスを実現することは、一人ひとりにうるおいや豊かさをもたらします。現代社会においては、共働き世帯が増加する中、固定的な性別役割分担にとらわれることなく家庭内の仕事を分担できるよう、男性の家事・育児等への参画を促進するとともに、子育てや介護に関する公的支援を充実させていくことが求められています。

働く場においても、男女共同参画の視点に立った取り組みを進めていくことが重要であり、男女が共に対等なパートナーとして能力を発揮し、自らの意思に応じて生き生きと働くことができるよう、働く場における男女共同参画を促す必要があります。

また、男女共同参画社会の実現のためには、男女が社会のあらゆる分野に対等に参画する機会が確保され、ともに責任を担うことが重要です。

### 基本的施策1 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備 【女性活躍推進】

#### 施策の方向性

##### ①ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発

ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く住民に発信し、仕事と生活の両立を図るため、その促進に向けた情報提供や啓発を行います。

##### ②育児支援の充実

延長保育や病児保育、一時保育、学童保育など、多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

また、父親の育児参加のための啓発活動や学ぶ機会の提供を進め、男性の育児への積極的な参加を促進します

##### ③介護への支援体制の充実

介護予防、訪問介護や通所介護等の福祉サービスの強化を図り、誰もが介護の担い手となることができるよう、男女共同参画の視点に立った家族介護者への情報提供や支援の充実を図ります。

取り組み	担当課
ワーク・ライフ・バランス促進のための啓発	総務課
保育サービスや学童保育の充実	住民課
男性の育児への積極的参加の促進	保健福祉課
家族介護者支援の充実	保健福祉課

## 基本的施策 2 働く場における男女共同参画の推進【女性活躍推進】

### 施策の方向性

#### ①働きやすい職場環境づくりに向けた啓発

事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスや男女雇用機会均等法、女性活躍推進法等、男女共同参画と労働に関する啓発や情報提供を行い、働きやすい職場づくりへの理解・協力を求めています。

#### ②労働に関する法律・制度の啓発

法定労働条件の周知を図るため、雇用者・労働者に対する啓発活動を積極的に推進します。また、労働基準監督署、ハローワーク等の各種関係機関との連携のもと、就職相談や情報提供の支援等を行います。

#### ③育児休業・介護休業制度の周知

男女の労働者がともに、育児休業・介護休業を取得できるよう、制度の周知・定着に努め、休業制度の活用を促進します。

#### ④女性の再就職に関する情報提供

妊娠や出産、子育てなどの理由で一旦退職した女性等の再就職を支援するため、関係機関との連携のもと、再就職に関する講座や研修会等の情報提供を行います。

#### ⑤自営業（農林業・商工業）における男女共同参画の啓発

農林業や商工業に従事する人の労働条件の改善に向け、男女共同参画の啓発を推進し、いきいきと活躍できる環境づくりを目指します。

取り組み	担当課
働きやすい職場環境づくりに向けた事業所への啓発	総務課
労働に関する各種法律・制度の啓発活動の推進	総務課・企画政策課
育児休業・介護休業制度の周知・定着	総務課・企画政策課
女性の再就職に関する講座や研修会等の情報提供	総務課・企画政策課
農林業等における男女共同参画の啓発による就業環境づくり	企画政策課・農業振興課・林業振興課

### 基本的施策 3 政策・方針決定過程への女性参画の推進【女性活躍推進】

#### 施策の方向性

##### ①審議会や委員会等への女性委員登用の推進

政策や方針の立案・決定への女性の参画は、男女共同参画社会の形成を促進する上で重要です。町の審議会や委員会において、男女双方の意見や考え方が十分に反映されるよう、女性委員の登用を推進します。

##### ②女性管理職の登用の促進

職員研修等を通じて町職員の能力向上を図るとともに、その能力に応じて、女性職員の管理職への積極的な登用を推進します。

##### ③人材育成と情報提供

様々な分野への女性の積極的な参画を図るため、女性の参画拡大につながる環境整備を進め、研修や学習機会の提供等による女性の能力開発や人材育成支援等に努めます。

取り組み	担当課
審議会や委員会等への女性委員登用の推進	全課
職員研修の充実	総務課
女性管理職の登用の促進	総務課
女性の参画拡大につながる環境づくりと人材育成	全課



## 基本目標Ⅲ 男女共同参画の推進による豊かなまちづくり

### 現状と課題

町民にとって、地域は最も身近な社会であり、暮らしの場でもあり、地域での男女共同参画の促進は、町における男女共同参画社会の実現に向けての基盤となります。国の男女共同参画基本計画においても、「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」が重点分野の1つに位置付けられており、地域をより良いものにしていくためには、地域のさまざまな活動や分野に男女が積極的に参加し、性別による役割意識等にとらわれることなく、ともに地域活動の担い手となっていくことが必要となっています。

地域活動の方針決定課程、地域防災等への女性の参画を促進し、個人がもつ知識や経験、能力が十分に活かされ、みんなが出番と居場所がある地域社会を築くことが重要です。

また、支え合いの精神に基づく住民総参加の地域福祉体制づくりにも取り組み、住み慣れた地域で生きがいをもって充実した生活をおくるための支援を強化し、誰もが元気に暮らすことができる環境づくりに努めることも重要です。

本町では、地域の活性化や課題解決に向け、町民と行政が協力・連携してまちづくりを進めています。町民一人一人が地域で「まちづくりの主役」として主体的に参加し、地域の個性を大切にしながら、いきいきと活躍できる豊かなまちの実現をめざしています。

### 基本的施策1 地域社会における男女共同参画の推進

#### 施策の方向性

##### ①地域コミュニティ活動による男女共同参画の促進

地域活動の場において、あらゆる立場の方が主体的に地域活動や社会貢献活動に参画できる環境づくりを支援し、性別や年齢を問わず、地域活動を先導するリーダーの養成・確保に努め、組織や人材の育成を図ります。

##### ②地域の課題への女性の参画の推進

地域の課題に対し、性別にとらわれることなく多様な考え方が生かされるよう、地域の計画立案等の場に参画する女性の割合が増えるよう啓発を促進します。



取り組み	担当課
地域活動への参画を促すための環境づくり	全課
地域での計画づくり等に参画できる啓発の推進	全課

## 基本的施策 2 生涯を通じた心身の健康支援

### 施策の方向性

#### ①生涯を通じた男女の健康増進の支援

男女が生涯にわたって健康で充実した生活を送るため、性別や年代に応じた健康課題に対応できるよう、健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発や健康相談、各種検診（健診）を充実するとともに、気軽にできるスポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

#### ②妊娠・出産に関する相談支援の充実

妊婦健診・乳幼児健診、家庭訪問、育児教室等の母子保健事業の機会を活用し、母子の健康や育児、今後の妊娠・出産に関する相談に応じ相談支援の充実を図ります。

#### ③高齢者・障害者が安心して暮らせる環境の充実

高齢者・障害者がいきいきと安心して暮らせるよう、各種サービスを提供し、地域や関係機関等と連携して高齢者や障害者の生きがいづくりや社会参加を支援します。

取り組み	担当課
健康づくりに関する正しい知識の普及・啓発	保健福祉課
健康相談と各種検診（健診）の実施	保健福祉課
スポーツ・レクリエーション活動の推進	保健福祉課・教育課
母子保健事業の推進	保健福祉課
不妊治療の支援や各種相談体制の充実	保健福祉課
高齢者福祉・障害者福祉サービスの充実と社会参加の支援	保健福祉課

### 基本的施策 3 防災における男女共同参画の推進

#### 施策の方向性

##### ①防災活動における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる地域活動や防災活動において、男女共同参画の視点に立った取り組みを進めていくことが重要です。災害時の避難方法や避難所運営などについて、女性の意見を取り入れながら、男女共同参画の視点に立った防災・減災活動を行います。

また、自主防災組織の活動や防災訓練を推進し、災害時における女性への配慮に努めます。

取り組み	担当課
女性を含めた消防団員の確保	総務課
女性防火クラブ活動への支援	総務課
男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練の推進	総務課
避難所等災害時における女性への配慮	総務課
自主防災組織活動の推進	総務課

## 第4章 計画の推進

### 1 推進体制の充実

本計画は、男女共同参画を進めるために取り組んできた成果と課題を踏まえながら、より一層本町の男女共同参画に関わる施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたものです。

男女共同参画の推進は、町民生活のあらゆる分野に関わるものであり、町職員の十分な理解とそれに基づく積極的な行動が必要です。本計画に沿って役場内での推進体制の整備を充実させ、全庁的な施策の推進に努めます。

### 2 町民、事業者との協働

男女共同参画社会の実現は、行政の取組だけで解決されるものではなく、町民・事業者・地域・行政が協力しながら取り組むことが大切です。そのため、それぞれが連携を図り、住民一人一人が、いきいきと暮らせる環境づくりに取り組むことが必要です。

### 3 男女共同参画に関する情報提供

男女共同参画の推進に向けて、町広報紙やホームページを活用して、男女共同参画に関する情報提供を行い、町民・事業者・地域団体の理解を深めていくことが必要です。

### 4 施策の点検・評価

計画の進捗状況について、定期的な点検、評価を行い、必要に応じて施策や計画の見直しも必要です。

### 5 広域連携

国・県及び関係機関、近隣市町との連携・協力、情報共有等を図り、先進地の事例等を参考にしながら、男女共同参画社会の実現に向けて、より効果的な施策の推進を図っていく必要があります。

### 第3次日高川町男女共同参画基本計画

発行年月 令和4年3月

発行 和歌山県日高川町  
〒649-1324  
和歌山県日高郡日高川町大字土生160番地

編集 日高川町 総務課